

## 教會と國家

——イギリス民主主義思想發展史の一せつ——

堀 潮

The different religions of the world tell us, each in its own fashion, what is the plan and meaning of this universe. Thence true believers may infer what is the best method of employing our brief existence within it.

此の世界に存在する各種の宗教は、各々説き方は異なるけれども此の宇宙の計畫と意味をわれわれに説明する。眞の信仰を有つものはそれによつて、此の宇宙の中に於けるわれわれの短かい生涯を如何に處するのが最善であるかを推論する。——レスリー・ステイヴン——

### 一

1  
十八世紀（思想史的には一六八八年名譽革命にはじまるといわれているが）以來の英國の政治史は、言わば教權（キリスト教）と世俗權（國家）の分離の歴史である。中世以來人間生活の中心であった宗教が、本稿の主題とする十八世紀に於ても、人間生活のあらゆる文化面（科

學、思想、政治等）を如何に支配したか、その宗教の中でもカトリックあり國教派あり非國教派あり、國教派のすることによつて、如何に歴史の發展經過を複雑にしたかは、その時代の空氣を呼吸しない者、殊にキリスト教の霧圍氣になじみのうすいわれわれ日本人にとつては了解不可能に近いものが感ぜられる。にもかゝらず英國

史を研究する者にとって、その歴史が如何なる内容目的を有とうとも、英國民が宗教に對して有つ態度を識らないことは致命的なものであり之れを除外した英國史は無意味であり、誤りでさえあるということが出来る。

ジェームズ一世の即位(一六〇三)より名譽革命に至る迄のステュアート王朝の八十年間に於ける紛糾は、中世英國が近世英國へ發展する産みの苦しみの時期である。

それは宗教を中心として争われた、思想闘争、政治闘争、乃至社會闘争の時期である。ジェームズ一世よりジェームズ二世に至るまでのステュアート朝の四人の王は、例外なく當時急速に自我に目覺めつつあつた國民の動向を見るの明なく、從來のカトリック的思考方法に執着し、君主の統治權は神與のものであるから絶対のものであると爲す Divine Right of Kings を抜くべからざる信條として國民に強要した。統一國家形成時代の當時の君主として、又『國家、それは自分だ』とルイ十四世をして叫ばしめたほどの風潮の中のステュアート朝の君主のかくの如き態度も致し方もなかつたに違いない。併しながら彼等のかくの如き態度こそ實は英國の近世化への道程

を早めたかの觀がある。即ちチャールズ一世とクロムウエルの率いる議會清教徒軍との争い (Civil War) 之に伴うチャールズ一世の處刑及び名譽革命によるジェームズ二世のフランスへの逃亡等一連の大事件はことごとく之等君主のカトリシズムへの固執と之れを排除せんとする新教主義乃至新教主義的傾向を有する國教主義の間の争いに胚胎すると言つても過言でなく、此の意味に於て舊教を墨守せんとする彼等の努力が逆に新英國への發足を早めたような結果を産んだのも興味深い。

併しながら歴史の流れは手の裏をかえすが如く急激に變轉するものでは勿論ない。革命後迎えられたウィリアム三世は、自身長老派の一員であり、其の即位と共に宗教寛容令 (Toleration Act) を發布して一部の民心(例へば Whig 黨員の如き)を得たとは言え、ルイ十四世の庇護の下にあるジェームズ二世への同情者の數も質も毎りがたいものがあり、ウィリアム三世に對して公然と臣従の誓いを拒否した Non-jurors の中には到底輕視出來ない有力なる僧職が數多く含まれて居り、信仰的に強くウィリアムの治世に對抗して居り、彼の地位は決して

安固たるものであったとは言いがたい。

教會と國家との問題も革命の成功によって一舉に解決された譯では毛頭なく、それが一應の結末に到達する爲めには、更に次の百数十年間の時期を必要とし幾たびか激しい論争が闘わされなければならなかつたのである。本稿は此の論争が如何に發展し、その時々々の政治、社會狀勢に如何に影響して行つたかその經過を出来るだけ明らかにせんことをその目的とする。

## 二

名譽革命の理論づけを行つたのはロック (John Locke) であることは人の知る如くである。その政府論 (Two Treatises of Civil Government 1689) が革命の政治理論を基礎づけしたとするならば、その信教寛容論 (Letters concerning Toleration) は、更に政治理論の基礎とも言うべき彼の宗教論である、彼の政治理論は其の後百年に亘つてヨーロッパのみならずアメリカの思想界にも深き影響を及ぼし、アメリカの獨立宣言、及びフランス革命の人權宣言の根柢となつたのであるが、それ

は『政府論』の第二部に盛られた理論である、然るに第一部は Robert Filmer の "Patriarcha" に對する徹底的な駁論である、Leslie Stephen は此の事實を目して『それは横綱格の理論家が禪擔ぎにも當らない理論をなき倒す標本としてより外に意味はない』と評するけれども<sup>(1)</sup>、之れを單なる論争として見るならば正にその通りであるかも知れぬが、吾々は此の事實の脊後に横わる時代の空氣を觀なければならぬ、即ち革命の時期に於ても王權神與説 (上述フィルマーの Patriarcha はその言わば社會學的解説である) の如き妄論がなお如何に跋扈していたかは恐らく吾々の想像を超える状態であつたであろうし、此の撲滅はあらゆる自由思想家の最大の關心事であつたに相違ない、此所にロックが既に四十年前に現れていたホブブス (Thomas Hobbes) の有力且つ明快なる政治論に對して一顧も與えず、ひたすら神與權説の打倒に専念した理由が存在するし、又宗教の政治に對して有つ重要性が何よりも大であり、一般の民心もその問題が如何になり行くかに最大の注意を拂つていたことが察せられる。Toleration (以下單に寛容論と譯する) に關す

る理論が政府論と恰ど時を同じくして出版せられたのも當然の歸結と言わねばならぬ。又その理論は『人間悟性論』及『政府論』に劣らざる重要性を有つものと言われて居る。

寛容論の精神を一言にして要約すれば、"a free church in a free state" という現代の教會觀乃至國家觀に歸着する、即ち教會は會員の自發的意志に基く團體であるから國家とは何等の相互關係を有つものではない、曰く君主の權能は彼が支配する社會の福祉と保存と平和の保證に止まるべきである、各個人の種々の行動については、單なる思辨的な意見乃至信仰は、當然の權利として寛容せられなければならない、何故なれば純粹に思辨的な意見は社會の成員としての自分の行動も支配せず又自身に於てその意見を規制することも出来ないから君主と雖もそれを規制出来ないのは當然である。一方信仰とは言へばそれは自己と神との間の問題であつて君主とは何等の關係を有たない事柄である。これは誠實にして良心的である限り絶対に罰せらるべきでない。次にロックは道徳上の徳と不徳の問題について論じて曰く、君主は之等

の問題に關してはそれが彼の政府の下に於て人類の福祉とその維持を損わない限り、この問題に觸れてはならない。換言するならば彼は善良なる人々の此の世に於ける靈魂の問題及來世に於ける救いの問題に對して何等の干渉權も有しない。若し君主が敢て干渉を試みるならば人民は必ずや服従しないであろうし、従つて是非なく刑罰を蒙ることとなるであろう。

以上簡単な要約に見らるゝ如きロックの理論は、現代から考へると、論ずるにも足らない自明の事柄のように見えるがしかもなお『それは當時の人々に取りてはすこぶる消化困難な肉片であつた』<sup>(1)</sup>と言われる理由は何か。

寛容令 (Toleration Act—1689) はウィリアム三世の即位と共に發布せられたのである。それは言わば一六七三年チャールズ二世當時發布せられた審査令 (Test Act) の逆の意味を有するものである、審査令によれば Church of England の信者にあらざる總ての異端者を公職より追放したものであり、従つて非國教徒たる Non-Conformists, Dissenters, Deists たちは單に公職に就くことを禁ぜられたのみならず積極的に國主の最高

權の是認と彼に對する忠誠の宣誓を拒否した者に對しては刑罰さえも加えられたのである。言い換えるならば國教は密接に國權と結びついて居り、その信仰箇條に反對する自由主義的信徒に對しては假借なき態度をとつたのである。此の態度は今日に於ても少なからざる程度に於て高教派(High Church)の中に流るゝ精神であり、その特別な支持者として政治的 Tory 黨があつたことは注目に値する。

革命は一面から言えばかくの如き空氣に對して發した自由思想家の運動であり、従つてその主導體が非國教徒であり、政治的には Whig であつたことは勿論である。革命の成功によつて上述の精神の固執者たるジェームズは逃走し、かねて寛容精神を鼓吹していたウィリアムがオランダより迎えられたのであるが、カルヴィニストたる彼の立場が決して安固たるものでなかつたことは上述の理由より十分想像がつくのである。即ち寛容令は自由思想家たちの意見を代表するものであつたとは言え、高教的精神は依然として衰えた譯でなく、従つて此の法律は徹底した寛容を行うことは事情が之れを許さず何ほど

か加減されなければならぬ運命にあつたのである、然らば此の加減の限界を何處に置くべきかが當然次に起る問題である、此の法律は上述審査令等の内容をなす異端迫害(Persecution)を完全に排除したものでなく、一定の條件を守る者に對して單なる除外例を設けたにすぎない。勿論それは信教自由の原則を讓歩したものではなかつたとは言え、或る限界内に於て國家と社會秩序を攪亂せざる限り宗教上の自由行動が認められたに過ぎないのである。而してそれは、多分に政治的な意味を有し個人的良心の權利に對する尊重という觀點からはほど遠いものがあつたのである。例えば『ローマカトリック派が嫌惡されたのは、彼等が聖體拜受(Transubstantiation)の教理を信じたからでなく、彼等がルイ十四世と結合することによつてイギリスを不利なる立場に陥れるであらう』<sup>(8)</sup>というところが、より強く危惧されたからに外ならぬ』<sup>(9)</sup>かくの如く現實に於ては法律の動機は多分に政治的であつて、黨の指導者たちは、政治の目的の爲めに宗教的情熱を利用したのだと評されてもそれを否定する譯に行かぬ。兎もあれ、かくの如き錯雜した宗教的政治的雰圍氣

6 の中にあってロックスの稱える "a free church in a free state" の思想が完全に寛容令の中に織り込まれるといふことは思いも及ばぬ所であり、それが此の時代に對して消化困難なる肉片であつたのは致し方もない。

- (1) Leslie Stephen, History of English Thought in the Eighteenth Century, Vol. II Chap. X.
- (2) Harold Laski, History of English Political Thought, from Locke to Bentham, Chap. III
- (3) A. A. Seaton, Theory of Toleration under the later Stuarts, Chap. III

三

最高權 (Supremacy) が教會に屬するか、國主に屬するかの問題は上述の事情を更に一層複雑にする、主權は神與のものであるといふ Divine right of Kings の説に従えば、國王は教會の頭であると同時に國家の頭でもあり、従つて最高權に就いての疑問は起らない。元來此の教義はカトリック的色彩を有つに拘らずそれは英國教がローマより獨立する爲めの、言わば英國民の傳統的な反ローマ精神を實現する爲めの武器として役立ったとい

う微妙なる意味を有つていたのである。従つてカトリック的ジェームズ二世の追放によつて一應は右の問題は解決せられたことになるのであるが、期待せられたウィリアム三世の治世は革命の仕上げよりほど遠かつたばかりでなく問題を一層複雑化したかの觀がある、此の事情は國教派と非國教派との關係を明らかにすることによつて明瞭となる。

非國教派は前にも述べた様に、教權の世俗權との結び付きを排斥する、従つて彼等は世俗權を代表する國王の教權の代表者たる名に於けるあらゆる壓迫に極力反對したのである、革命の成就により若し新たに迎えられたウィリアムがその屬する長老派教會の教義に従つて行動したならば問題は起らなかつたであろうが周圍の政治的事情に支配せられて、即位後の第一手段であつた寛容令すら不徹底に了らざるを得なかつた事情は上述の通りである。更に重大なのは彼が國教派に對して強要した『忠誠の宣誓』(Oath of allegiance) である。ウィリアムの獨立は國教の高教派の人々にとり決して喜ばしきことではなかつた。彼に對して宗教上の最高權を認むることは結

局彼等の教權の致命的な没落を意味する。何故なれば、教權と俗權の分離を標榜する非國教徒の教理に照らすならば教權は明らかに世俗權の外に立つべきであり、教權に對する世俗權の優位性は到底之れを是認し得ないからである。しかもウィリアムが敢て宗教上の最高位權を主張した理由は、一つには徹底した手段の中では彼の地位が未だ甚だ不安固のものでしかなかったことを示し、二つには機を見て鋒起せんとしていた Jacobites に備える爲めの彼及び彼の側近者たちの防衛的努力を示すものに外ならぬ。

『忠誠の宣誓』が強要されるや否や忽ち之れに對する反對の聲が有力なる國教派殊に高教派の僧職の間に起り、強硬なる分子はことごとく之れを拒否する態度を採つたのである、宣誓拒否者 (Non-jurors) として知られる一團が之れである、彼等は主張して曰く若し教權と世俗權とが獨立したものであるならば、教會に對して國王の優位を認めしめんとする宣誓は明らかに國王に對する教會の從屬を意味し、それは中世の Erastianism への復歸であり、教會は神の主宰する完全なる獨立體たる性格

(Societas Perfecta) を喪失することになる、かくの如き教會は既に教會でない、何故なればキリストの支配こそ教會が完全なる同朋團體としての中心要素であるべきに拘らずそれが國王の手によって左右せらるゝに於てはその要素は破壊されて仕舞うからである。而して之れは國教の分裂の schism という悲惨なる運命にまで發展し後述するバンゴリヤン論争 (Bangorian Controversy) として知らるゝ大波亂を巻き起す原因とさえなつたのである。

更に一考を要するのは宣誓拒否派が有つ政治的意味である。彼等の主張の根柢をなすものは『神與權説』である。その最も強硬な支持者はジェームズ一世である。併しながら彼が此の説の上に立って教會の忠誠を要求した時彼の主たる目的は多分に政治的であり、彼の立場の保持の爲め是非必要であつた法皇の侵掠を排撃せんとする事にあつたことは前述の通りである、非國教派は之れに對し猛裂なる反對を爲し大論争の末、義務としての抵抗を爲すことをその教義の中心要素とさえ考えたのである。その結果國教派は如何なる態度をとつたかと言うに、教會の存續の爲めにはカトリックよりの獨立と非國教派

の『抵抗』に對する反抗が必要な譯である。言い換えるならば教會はその存立を維持せん爲めには君主制に依存する外に方法はない。若し國王に對する抵抗が非國教派の武器として役立つならば、一と度び國王制が轉覆して仕舞うと國教々會はその存立の立脚點を失うに到るであらう。茲に國教派の有力な論者が全力を傾注して主權の尊嚴を主張した理由が存在する。國家主權の尊嚴性の主張は結局教會の尊嚴性の確認に外ならず彼等が自己保存の必要上絶対『無抵抗』(Non-Resistance)を説いたのは當然である。

(1) Church of England には高教 (High church) と低教 (Low church) とがある、前者は極端に教會の儀式を重んずる教派であり、従つて教義も窮屈であるに反し、後者は福音主義をそのモットーとする。

(2) 革命により追放されたジェームズ二世を以てあくまで王位の正當なる相續權者であるとしてその復位を策謀した人々。

#### 四

紛争の種をまいた宣誓令は略々次の如き内容に要約せ

らる。

(1) ウィリアム及メアリー女皇に對して宣誓を爲さない者は將來政府の、軍部の、教會の、又は學府の公職に就くことを許されない。

(2) 既に政府又は軍部の公職にある者は一六八九年八月一日迄に宣誓を爲さなければならぬ、然らざれば公職より追放せられる。

之れに對し或る者は主張した。如何なる議會も司教の地位を剝奪することを内容とする法律を通過させる權能を有しない、如何なる地上の權力も司教が司教區に於て有するキリストの使徒より繼承したきずなを斷ち切る能力はない。『神の合わせ給えるものは人之れを離すべからず』、此の宇宙の主宰者は彼の好むがまゝに冬を與え夏を與える如く一定の秩序即ちそれによつて教會に恩寵を與え得るような秩序を創つたのである。故にそれは如何なる此の世の權力の支配を受くるものではない。サンクロフト<sup>(1)</sup> (William Saneroff, 1616—1695) は立法府と拘りなくカンタベリーの大司教である。しかのみならず彼は唯一の眞の大司教である故に彼から大司教職の機能

を剝奪せんとする者は教會破壞者に外ならぬ。

以上の言葉は如何に強く神與權説が教會の主要部分として根ざしていたかの證左である、若しウィリアムが宣誓を強要しなかつたならば教會の分裂は起らずにすんだであらうが、上述サンクロフト等の要職にある者が宣誓拒否の故を以て次々とその職を追はるゝに及び忽ち大問題を惹起した。曰く國權は果して教權に優越するものなりや否や、苦し議會の法律が僧權剝奪の權利を有するものとせば教會は俗權の製造物にすぎず如何にして其の眞の姿を保持することを得るや、更にすゝんで人間の良心は如何等々の議論を提起することにより強硬にウィリアムの要求に反對した。要するにジェームズの治世以來の傳統である神與權説の精神が如何に抜くべからざる強靱性を有っていたかゞ窺われるのである。

又彼等のうちの或る者は若し教會の形式的實質的事件がすべて政府の意のまゝに左右せらるものとせば、その命令に従う者はすべて教會を去らねばならぬだらうし眞の信仰をもつ者だけが後に残ることになるであらう。即ち教會の分裂(Schism)という破壊にも等しい混亂を招

來した當の責任者は外ならぬ政府自身であり、ウィリアムの命令に屈服した者ということになるう、と強く主張することによって飽くまで自説を枉げず、俗權に對して裏切り行爲を爲す者に對して、その完全性を維持せんとした。何れにしても之等の諸議論は既に新しき傳統となりつゝあつた。ロックの社會契約説に對して一撃を加えたものと見て差支えなく、最も注意せらるべき點はその主權説である。即ち神與の統治權を賦與せられた君主によらざる限り如何なる社會も創設不可能に了ることは必然である。神與によらざる如何なる統治權者と雖も一般の人々の同意を得るは不可能に近く、若し彼等が一度び反意を表明するや否やその社會は崩壞する。完全なる服従こそ無政府狀態を防衛する唯一の安全辨である。

さて茲でわれわれが疑問に堪えないのは、以上の論者達が果して純粹に信仰的立場から彼等の良心に一點の曇りもなくかくの如き立論を爲したのであらうか、たゞし他に何等かの動機を有っていたのではなからうかの問題である。宣誓拒否者たちが次々とその要職を剝奪せられ生活困難にさえ陥りながらもウィリアムの命に服さな

かたり、その中の或るものは『自分はこの馬鹿々々しい宣誓を受け入れるよりは磔殺された方がよい』と叫んだなどの事實を考え合わせると殉教者の精神を髣髴させられるかと思えば、一方に於て當時の文獻より察せられるように此の異國の王に對する國教派の毛嫌の如きものが感得せられるし、彼の行動に對して強いて反對せんとする態度さえ看取されぬでもない。若し單に Societas Petraeta としての教會を望んだとしたならば、ジェームズに對して彼等がとつた態度はジェームズを神格者として認めない限り正當化せられない。之れに對して彼等はジェームズは神の使徒としての權利を繼承した國王でありウィリアムは正當の繼承者でないと主張するが、此の主張の中にはあく迄も Church of England の優越性を維持せんとする彼等の感情が多分に織り込まれていると言えぬであらうか。有力なる反對論者であつたと言われる Edward Stillingfleet が若しウィリアムが來なかつたとしたら宣誓拒否者が維持せんとした Church of England は存在しなかつたであらうと逆説を試みた理由も以上の事情に照らして明瞭となるのである。

併しながら之れはあまりにも彼等に對して同情のない見方たるを失わぬ、人はロックの社會理論の十八世紀の思想界に及ぼした影響があまりに絢爛たるが故に、十八世紀の初頭に於てはそれが如何に紛争の種を蒔いたかの事實を見落し易い。と言うのは彼の理論が當時の英國民に取つて消化し難い肉片であつたからに外ならぬことは前にも見た通りである、何故に消化困難であつたかに就いても一應の説述をしたのであるが、それを要約して此所に再述するならば結局教會對國家の問題がその解決點を見出す爲めに苦しんだ経過ということに歸着する、言ひ換えるならば、當時の國民感情としての國教主義が勃興して來た非國教主義に掩われて仕舞うほどの弱さでは決してなかつた事を意味する、現在に於てこそ國教派と非國教派との争いは見られなくなつてゐる故に當時の兩派の深刻なる態度の了解に人は苦しむのであるが、事が一國の政治を左右するほどの重要性を持った當時に於ては此の問題が如何に解決されるかは、國民の運命が決定せらるゝ問題であつた譯である。國教派と非國教派との數の比率がどうであつたかは知る由もないが、現在に於

でも然りである如く、前者の数が壓的に後者の上にあつたことは争えぬと思われる。その代表者としての僧職の人々がウィリアムの迎立とその手段に強硬に反対したのは或る意味に於ては當時の國民感情の代表と言つて差し支えなく、非國教徒たるウィリアムも宗教を度外視しては自己の地位を確保し得なかつた事情が察せらるゝ、かくてロックの純社會理論たる社會契約説に根基を有つ民主々義理論の普及は決して平坦なる道を辿つた譯でなく幾多の迂餘曲折を経過せねばならなかつたのは己むを得なかつたことと言わねばならぬ。

之れによつて見ても、國教派の強硬なる態度は信仰的であるといふよりも明らかに世俗的であり、それが信仰の名によつて益々その強硬性を募らせたかの觀があり、遂にはその内部に於て教理上の嚴格派と寛大派との二派が分立し互に猛烈なる論争を巻き起すに至つたことは後述の通りである。

(1) J. B. Macanlay, History of England, Vol. III, Chap. XI

(2) Laske, Ibid. Chap. III

教會と國家

(3) A. A. Seaton, Theory of Toleration under the later Stuarts (1911), Chap. III

## 五

以上吾々は教權と世俗權の問題につき革命後惹き起された複雑極まりなき事情に關して述べて來たのであるが、之等の關係を總合するとおよそ次の様になると思われる。

先づ國王ウィリアムの立場を考へて見るに、彼は前にも觸れたように、カルヴィニストたる長老派であり従つて非國教徒である。併し乍ら彼は本國に於ては極端なる反議會主義者でありながらイギリスに於ては恰も議會主義の創設者の如き顔を平然となし得るほどのオッポテニストであり、その性格より推して篤信なる基督教精神の保持者であつたと斷ずることは出來ない。即位後彼の採用したほとんど總ての手段は悉く信仰の所産でなくて、便宜的政策にすぎなかつたのは上の説明によつて略々明らかである。非國教徒たる彼が直ちに寛容令を公布し一部の例外を除いて非國教派をして Church of England

の中に包含せしめたのも未だ教俗分離の域に達していない事情の中であつて國王の最高權を主張せんとする意圖に出たものであることは疑うの餘地なく、若しロックの國家理論が完全に實行出來たとするならば、恐らく寛容令も宣誓令も發布の必要がなかつたであらうし彼も必ずそれを避けたに違いない。

一方國教派はどうかと言ふに、彼等はローマよりの分立により新教徒たるの立場を主張するとはいへ、その教會組織はカトリックそのまゝの監督制であり、教理に於ても例えば聖體拜受と云うが如きものを信仰箇條の主要部分として入信の條件として居り、之れを肯じない者は反國教徒(Dissenter)として教會の外に逃れるより道はなかつたのである。故に若しジェームズがローマ及フランスと結び付いて極端なるカトリシズムに走ることなく忠實に國教主義の中に閉じ込められていたならば又國王としての限界を逸脱しなかつたならば彼等は彼の國權の最高權者たることを認めたであらうし且つ教權の最高權としての地位をも許したに違いない。ウィリアムとの關係については事情は異なる。彼等から見ればウィリアムはあ

く迄も國外者であり異端者であり、神權の承繼者ではない。かくの如き者より最高權の認容を内容とする宣誓を要求せられても頑強なる國教徒が拒否したことは當然である。

かくて宣誓拒否者の分裂により國教の立場は困難なる状態に陥つたのである。而して此の困難性は教會の宣誓に對する批判が嚴格であればあるほど倍加して行く傾向を有つ、言い換へるならば教會と國家乃至國民との關係について餘りに嚴格なる議論を闘わすことは遂には拾收すべからざる立場にまで教會を陥れる危険さえ孕んでいたのである。かくて教會内に於てその嚴格性を寛和しなければ救済の道はないであらうと考える者が尠くなかつた様に見える。併しながらかゝる寛容論は惹いては國教脱退者乃至反國教教派の人々の復歸をも許さねばならぬ結果を産むであらうし、國教派が有つていたすべての特權にもあやからせる事となるであらう。それは反國教派に對する彼等の傳統的な嫌惡の情より推して一ツの悲劇に外ならぬ。

この事情を證明する事件としてサッシュヴァレル事件<sup>(1)</sup>

(The Sacheverell Case) がある、此の事件は一七〇九年の出来事であり従つてアン女王<sup>(1)</sup>の治世になるのであるが高教派に屬する一人の牧師サッシュェヴァレル (Henry Sacheverell) によつて爲された説教が政治的紛争にまで導いた事件である。史家レキーによれば、彼はさしたる學殖もなく、横柄にして熱し易い性格の持ち主であつたようである。<sup>(2)</sup>彼の反國教徒及びホイッヅ黨に對する嫌惡の情は甚だしく、一七〇九年十一月セントポール寺院に於て『誤れる同朋によつて惹き起された國教の危機』なる題の下に説教を行ったのである。その説教の中に於て彼は、反國教主義者は誤れる教理の上に立つが故に絶対に赦すべきでないと言ひ、教會は今や切迫した危機に頻していると言ひ、議會は此の問題をとり上げ、教會は決して彼の言うが如く危機に頻しているのではないと言ひ、説教は治安を亂すおそれあるものとして、裁判に附せらるゝに到つたのである。

此の事件は本稿の考察にとつて、二つの重要な意味を有つ、その一つは國教派殊に高教派の人々が反國教徒の態度に對し如何に峻厳であつたか、従つて彼等に對し

て寛容の行動が如何に困難であつたかを示し、他の一つは、此の説教がバンフレッツの形で出版されるや否や忽ち洛陽の紙價を高からしむるほどの賣れ行きを示し、彼が裁判に附せられると知るや、民心は怒濤のように沸騰し、女皇アンの乗用車の周圍に殺到してその赦免を乞うた等の事實より推して國民感情は必ずしも自由主義者の側にばかり無かつたことが窺われる。

Bangorian Controversy として知らるゝ大論争はかくの如き事情の下に勃發したイギリス思想史を研究する者が見のがすことの出来ない事件である。それは極端なる宣誓拒否者 George Hickes の死後一七一六年に發行せられたと言われる論文に對して爲された Benjamin Hoadly の反對論に端を發するものであり、當時ホードリーは、Bangor の司教であつた所から此事件が上記のような名稱で呼ばれるに至つたのである。ヒックスの論文は高教的教理の論述として特別に價値あるものではなかつたと言われるが、ホードリーが敢て之れをとり上げた理由は、それが前年の一七一五年に於けるジェームス黨 (Jacobites) の鋒起と關係して革命の結末に對して更

に新しい攻撃を開始したものであると見られたからである。従つて此の論争は國教の内部に於て起つた論争であり、絶對無抵抗と教會の最高權とを主張する高教主義と自由主義的教義内容を持つ寛大派 (Latitudinarian) との争いであつた。ホードリーが後者の代表者として登場して來るのである。此の論争は今日から見れば塵あくたの如きものであり、人は何故にかくの如き事件に關して數百にも上るパンフレットが發行せられ、ロンドン取引所はその取引を一日休止すると云うが如き大波瀾を巻き起したのであるかを了解するに苦しむであらうと言われ(3)るが、それは革命の結末がかゝる状態に於て何時完成するか見當がつかず、教會と國家との問題の解決は一刻も遅延を許されない緊急問題として國民と對決していたからであるという前述の所論を繰り返すの外はない。

ホードリーは卑俗より身を起して富祐なる司教の職に昇つた出世型の典型人物であつたと言われる。彼の原典を持ち合わせない筆者は權威ある著述家の説明に従うの外なきことを遺憾とするものであるが、ステイーヴン (Deslie Stephen) は彼の文體乃至性格について賞揚的

な觀方をしていない(4)。即ち彼の文體は退屈そのものであり、頑固で個人的怨嗟癖強く、杜撰な性格の持ち主であつたようである、併しながら人は全力を盡して教會を邪道に陥み込むことより救つたところの此のうんざり男に感謝せねばならぬとステイーヴンは説く。

ホードリーは神學のみに没頭し易い牧者の中にあつて政治論を織り交ぜた特徴的な一人である、彼の政治的立論はロックの政府論の不完全なる且つ拙劣なる焼き直しと言われ神與權説の徹底的な反駁者たることに於てもロックと同様である。彼の主張は前述ヒックスの論文に對して書かれた『宣誓拒否者の理論と實際に對する駁論』及び一七一七年三月國王の前で爲された『吾が王國は此の世の王國ならず』と題する説教の中に要約せられる。彼の論述の主要點は、教會が要求する超自然的權威を否認し、それはあくまでも政府の側にあることを示さんとするにある、若し教會が超自然的制度であるとしたならばその特權の一部と雖も割かるべきではない。それは一つの主權が他の主權の内に存在する如きものであり (imperium in imperio) 國家との闘争は不可避である。

然らば若し教會が超自然的の制度でないとしたらその性格はそもそも何であるか？ 此の設問に答えて彼は、それはキリストより直接に繼承された權威を有つと主張する人々によって主宰せらるゝ目に見える團體ではない、と説く。如何なる人も地上の人である限り神の代理者として絶對依存絶對服従をその被治者に強要する權利を有たないし又良心及宗教の問題を判断し得る地上の人間は存在しない。もしそうとしたならばそれはキリストの國でなく、かくの如き權利を握つた人々の國である。

之等の設論は何を意味するかと言へば、要するに彼が考へた眞の教會とは地上のものでない、それは人間の世界にはあり得ない理想の構圖として描かれていたのである。かく構想することによって彼は今地上の教會が問題としてゐる、そしてそれによって紛争の種を蒔いてゐる醜き姿に對して攻撃の手をゆるめなかつたのである。そして茲に彼が従來の論者と異なる特徴が存在し、教會の方向を善導したという上述ステイヴンの所説も肯けるのである。

眞のキリストの教會は天上にしかない、地上の團體は

● 教會と國家

出来るだけの親切心と正義感とを以て、行動せんとする團體にすぎない、現在教會が主張しているいろいろの權力——使徒的繼承權、破門の權利、人間の罪惡の赦免、眞の教理の決定——に對する要求は要するに本來教會に屬しない權能を掠奪せんとするものである。また神と人との關係は全く彼の個人の問題であり、神は人間が如何なる教理を抱いているかについて審判し給わず、神が人より要求し給うのは只眞摯性と正直性だけである、故に教會は國家の人間的要求に反對する何等の超自然的主張理由を有たないのである。然るに國家はそれ自體の中に完全なる生活手段を有たなければならぬから教會——それは正當の權利なしに上記の諸權利を掠奪せんとする——の攻撃に極力抵抗出来るのは正當であり當然の權利である。

以上の論點より當然導き出されるのは、教會は眞理の獨占者ではないということである。それはそれ自身の信仰について眞否をたゞすことは出来るが、他人の態度の適否を決定出来るのは只理性あるのみである。信仰の根柢は彼が果して誤りなきドグマを有っているかどうかで

なく、彼がたまたま信ずるようになったドグマに到達するのには偏心がなかったかどうかである。君主にとって大切なことは行動の源泉をなす表を作ることではなく、その表に立脚する行動それ自身である。此の意味に於て『審査令』の如きものは何等の政治的妥當性を有たない。それは上記掠奪權に對する狭き解釋を下した者が國家に強要したものに外ならず、従つてあらゆることに制限を受けている非國教徒は市民としての權利の享有を要求することが出来ると同様に國教會の一員としての權利をも要求出来るのは當然である。

此の議論は明らかに從來の國教派の教理に對する全面的な否定である。問題はかくの如き反駁が同じ國教の要職にある人の口から發せられたということである。當然に批難の聲が一齊に擧げられた、中でも最も力あり議論の中心點をついたのはイートンの學長 William Law である、曰く、若し教會がホードリーの言うようなものにはすぎないならば英國教會は如何なる歴史の意味に於ても Church of England と稱えることは出来ない。何となればホードリーが掠奪と呼ぶところのものはすべての教

會員によつて本質的な中心點と考へられているからである、のみならず若し眞摯性のみが眞理の試金石であるならば地上に客觀的な宗教眞理というものは存在しない。ホードリーは國教の如何なる權威をも否定すると同時に刑罰を以て宗教的信仰を強要せんとする國王の權威をも同様に認めない。併しながら之れは如何なる政府にとつても致命的である。教會が有つところの權威は本質的に固有のものである。何故なれば基督教信仰の義務はキリストの教えを代表すると見られる教會に對する信仰と選ぶところがないからである。

更にロウはホードリーの主張の中心點である眞摯性の問題に觸れて論をすゝめて曰く、若し眞摯性のみが唯一の重要點を爲すものであるならば誤謬も不正も眞理と正義と同様に神に受け入れられねばならぬという馬鹿げた結論に到達する、そもそも「眞摯」とは何ぞや？ ホードリーは眞摯だと自ら考へる人はすべて眞摯だと答へるけれども、ロウは之れを反駁して、その眞摯性を構成する内容について人が誤謬に陥る可能性は頗る多く、同様のことは宗教の構成内容についても適合すると説く。

以上が論争の焦点である。兩者とも教俗兩界の絶對權威を認容しないことに於ては一致するが、ホードリーの教會論が天上の教會を構想する論理的教會論であるに反しロウのそれは歴史的現實としての教會論に基礎を置く。ロウはホートリーを目して理神論者 (Deist) と刻印づけたと言われる。之れはキリスト教國民でないわれわれの眼には、むしろ名譽の刻印とさえ影るのであるが、永き歴史の期間に互って徹底的なキリスト教の洗禮を受け、信仰が人間生活に致命的な重要性を有っていた當時に於て、理神論者と評されることは無神論者 (Atheist) と評されると同様であり、それが司教の要職にある者に對して向けられた時の深刻さは推して知るべきである。然らばその結末はどうなったのであろうか。

- (1) W. E. H. Lecky, History of England in the XVth Century, Vol. I, Chap. I
- (2) Leslie Stephn, Ibid. Vol. II, Chap. X
- (3) H. Laski, Ibid. Chap. III
- (4) I. Stephen, Ibid, Vol. II, Chap. X

## 六

## 教會と國家

此の論争の途中に於て起った事件就中投獄、所刑、罰金等の刑に處せられた僧侶は數知れずあったこと、民心が如何に昂奮していたかに就いては史家の叙述に明らかであるが、繁雜に互るから茲では觸れないこととし、只英國國民が教會と國家との問題解決に關して辿った歴史的過程が如何に嚴しいものであったかの點に讀者の注意を喚起するに止めて置く。

一七一七年五月宗教議會 (Convocation) が召集せられ、下院は滿場一致を以てホードリーの所論を非難する報告書を是認した。之れは下院の中に高教主義を支持する者が多かつたことと、恐らく理神論者とまで酷評されたホードリーの人氣が一般に弱かつたことに起因すると思われる。然るに時の政府は少くとも彼の味方であり、其の後起った種々の事件は、結局國權の教權に對する優位を説くエラスタス主義が壓倒的に勝利を占めた事を證明する。間もなく政治の前面に現われて來たウォールポール (Robert Walpole) は有名な御都合主義者であり、從つて民心を刺戟するあらゆる政策の回避者であり、かつて昂奮した民衆がホードリーの邸宅を破壊せんとした

様な事件を思い合せて、ホウィッグ黨員であるに拘らず形而上學的教理論の煩瑣に堪えず、徹底した寛大派理論支持の政策を採り得なかつたのである、審査令の如き舊法が十九世紀の初頭に至るまで何の修正も加えられず存続したのはかくの如き理由によるのである。

エラスタス主義と極端なる高教派理論との折衷論を試みたのはウォーバートン司教による『教會と國家との同盟論』<sup>(1)</sup>である。未解決のまゝ残されている教會と國家の問題の解決をつけることを何よりも大切な義務と考えた彼は説いて曰く、『すべての團體はそれが政治的であれ、宗教的であれ、一度び組織せらるゝや否や、それを組織する個人の集合とは全く異つた獨特の人格と意志とを持つ團體となるのであり、それらを有たない團體は蔭の如き團體にしかすぎない。教會は國家と全く別個の團體であり國家に對して助力する團體である。宗教の裏付けなくしては國家は如何なる社會目的をも達することを得ない。かくて此の兩者の關係は相互に彼等の共通の福祉の爲めに援助する同盟に外ならぬ。その同盟は如何なる内容を有つかというに、各々は明確にその獨立を保つとこ

ろの連盟であり、従つて教會も國家も何れもそれぞれの分野に於ける最高權を喪う譯でなく、教會人が國家の立法院に參與する理由も肯けるのである（今日に於ても司教は *ex officio* で上院議員である）。連盟である以上ホドリーによつて取り上げられたところの「主權の内に於ける主權」の問題は自然的に消滅する。

此の設論は言わば、從前五に排斥しつゝあつた要求の間に於ける力の均衡を説く理論であり、此の意味に於て民主主義思想の一面である自由への途上での一歩前進といふことが出来る。ロックの開拓した此の途も只一歩の前進を爲す爲めには以上略述したような波瀾曲折を経過せねばならなかつたのはキリスト教國である英國民に課せられた重荷である。とは言え民主主義はそれを支える支柱なくしては衆愚政治に陥つて仕舞う危険性を多分に有つ。民主主義の祖國と言われる英國がその芽生えの初頭に於てかくの如き重荷を課せられたことは強ちに不幸であつたとは言えない。少くとも道德性に富むキリスト教が此の課題處理の間に抜くべからざる支柱として彼等の體内にしっかりと植え付けらるゝ基礎を築いたからで

ある。

われわれは本稿の冒頭に於て十八世紀以來のイギリスの政治史は教權と國權の分離の歴史と述べた。今日あらゆる進歩的な論者は a free church in a free state を理想の姿として心に描いているのである。知らず完全な

る國教の廢止 (Disestablishment) なくして其の理想が實現せらるゝを否や。

(1) L. Stephen, *ibid.* Vol II. Chap. X.

(2) W. Warburton, *Alliance between Church and State* (1736)

(一橋大學名譽教授)